

Ⅱ－１４

中間保管・梱包施設における廃棄物等の保管・積替ガイドライン

<目次>

第1 主旨 1
第2 豊島廃棄物等輸送量 2
第3 廃棄物等の輸送量管理 2
第4 安全管理 4

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
15・6・29	切出しコンベアの閉塞について、閉塞防止策を追記	第15回豊島廃棄物等技術委員会

中間保管・梱包施設における廃棄物等の保管・積替ガイドライン

第1 主旨

1. 豊島廃棄物等のコンテナダンプトラックへの積替作業を行うための技術要件を定める。
2. 本ガイドラインに定める手順等は必要に応じて適宜見直すこととする。

【解説】

廃棄物の輸送量の変動は直島の間処理施設での焼却・溶融に影響を与えかねない。中間保管・梱包施設では豊島廃棄物等を輸送用のコンテナダンプトラックに積み替えを行うことにより、掘削作業と輸送作業との間で、廃棄物の輸送量を調整する役割をはたす。掘削・運搬作業では天候や場所により毎日の廃棄物の掘削量の変動するため、中間保管梱包ピットに一時保管し、屋内作業で廃棄物を切出すことにより廃棄物の輸送量の定常性が確保される。

本ガイドラインでは、1日300tの豊島廃棄物等を確実に輸送するための施設の運営方法や安全管理について定める。

なお、施設の機器の具体的操作方法や、緊急時の対応については「中間保管・梱包施設運転・維持管理マニュアル」に定める。

本ガイドラインの適用範囲を図2-1に示す。

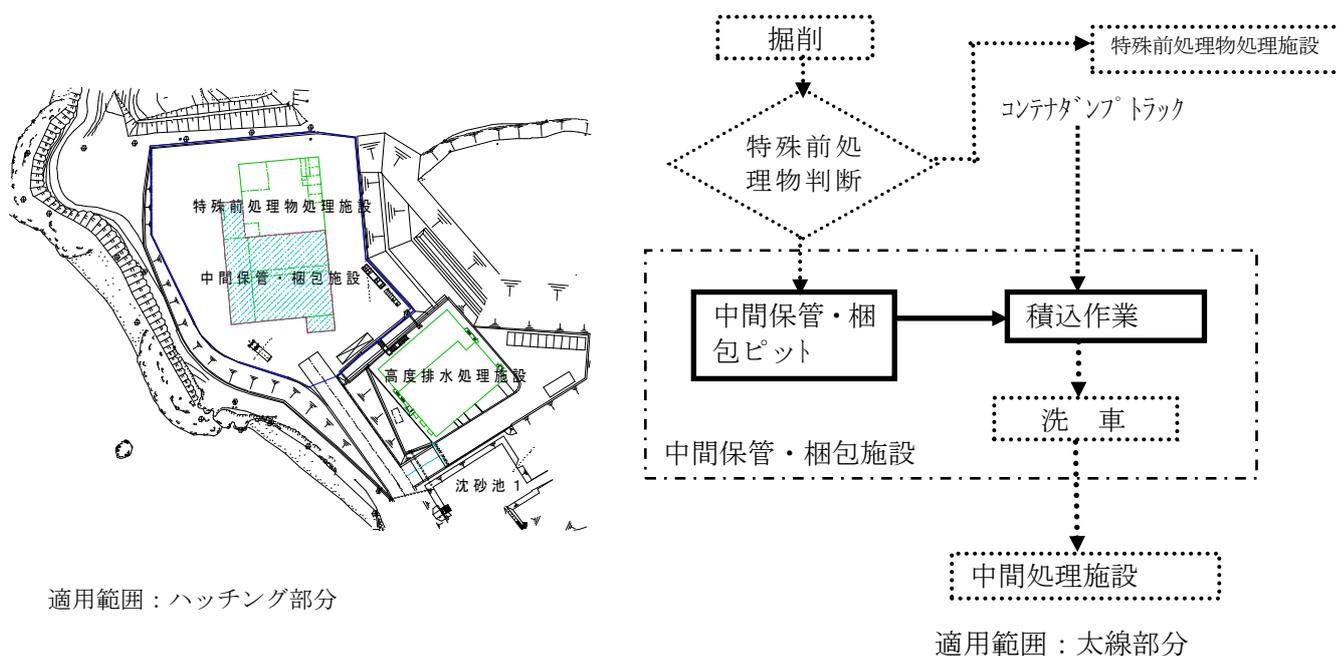


図2-1 適用範囲

第2 豊島廃棄物等輸送量

1. 取扱う対象物は、特殊前処理物以外の豊島廃棄物等とし、積込輸送量は300t/日、年間220日の稼働を標準とする。

【解説】

1. 取扱う豊島廃棄物等を表2-1に示す。

表2-1 取扱対象物

項目	内容
豊島廃棄物等 (特殊前処理物は除く)	対象成分：SD(約46%)、仮置土(約50%)、生石灰(約4%) に均質化したもの 含水率：30%以下(掘削現場で調整したもの)

豊島廃棄物等(特殊前処理物以外)は掘削現場よりダンプトラックにて週2~3日中間保管ピットに搬入される。コンテナダンプへの積出しは、週5日(300t/日)行う。表2-2に豊島廃棄物等の移送量の収支を示す。

表2-2 中間保管・梱包施設における豊島廃棄物等の移送量 (1週間分)

項目	重量	車両	備考
搬入	1500t	10tダンプトラック	2~3日/週
積出	1500t	専用コンテナダンプトラック	5日/週

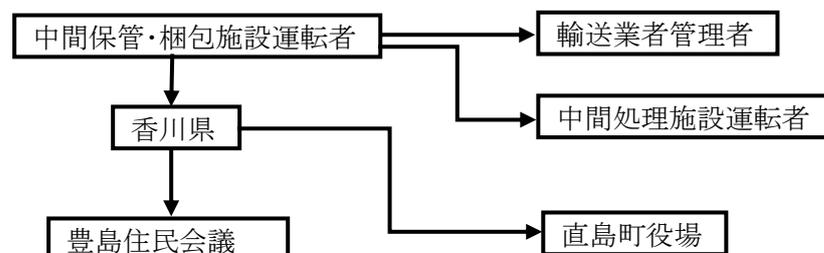
第3 廃棄物等の輸送量管理

1. 中間保管・梱包施設運転者は廃棄物の積出量はコンテナダンプトラックごとに日付、時間、重量を記録し保管する。
2. 中間保管・梱包施設運転者は作業開始前に積込のタイムスケジュールを輸送業者および中間処理業者と打合せを行い決定する。
3. 中間保管・梱包施設運転者は週の初めに掘削・運搬業者と廃棄物等の搬入量の打合せを行い1週間分の作業スケジュールの決定を行う。

【解説】

1. コンテナダンプは1台ごとに施設内の計量器にて計量を行い出車する。この記録は直島の中間処理施設の進入路に設けられた計量器のデータと毎日クロスチェックを行い、廃棄物の紛失のないことを確認する。記録表は処理が終わるまで保管しておく。
もし計量値に大きな差があり紛失した恐れがある場合は直ちに次の連絡体制で連絡を行い、原因究明をする。

紛失があった場合の連絡方法



2. 輸送業者、中間処理施設運転業者との調整により、当日の積み込みのタイムスケジュールを決定する。

○休止日(原則)

土曜 日曜 祝祭日 (輸送量不足の場合は別途協議)

○積み込み作業を中止する場合

①中間保管梱包施設緊急時の間(中間保管梱包施設運転・維持管理マニュアルに記載)

②輸送業者が輸送作業をできない状態にある時

(停船勧告が発令されている間、強風波浪警報が発令されている間等)

③中間処理施設の豊島廃棄物ピットの廃棄物量が満量の場合

○積込量を減量する場合

①中間保管ピットの残量が1日分を下回った場合(目視で確認)

②中間処理施設の豊島廃棄物ピットの廃棄物受け入れ量が残り1日分以下の場合

⑤その他輸送業者また中間処理業者から要望のある時。

○切出しコンベア閉塞回避のための運転

切出しコンベアが閉塞を起こさないためには、ホッパー内部に廃棄物を4t(軽く1掴み)以上堆積させないことが有効である。

①積込時、中央操作室には積込監視者とごみクレーンの操作者の2名を配置する。

②積込監視者はコンテナダンプへの投入量と、ホッパー内部の廃棄物量とをモニター画面で監視しながら廃棄物がホッパー内に堆積し過ぎないようにクレーン操作者に投入量及びのタイミングを指示する。

積込また、午前、午後の空き時間にはピット内の攪拌作業を行う。

○異物を発見するための運転

ピット内の攪拌、混合作業時にはクレーン運転者および積込監視者など多数の人員でピット内を監視し異物の発見に努める。

通常の1日のタイムスケジュールを図3-1に示す。なお輸送業者のコンテナダンプへの積込は午前18台、午後18台とする。

3. 中間保管・梱包施設運転業者は、掘削作業代理人と週の初めに搬入作業の打合せをし、搬入スケジュールを決定する。

○休止日(原則)

土曜 日曜 祝祭日 (輸送量不足の場合は別途協議)

○搬入作業を中止する場合

①中間保管ピットが満量の場合

②中間保管・梱包施設が緊急時の場合

○搬入量を減量する場合

①中間保管ピットが搬入可能量が1日分を下回った場合

豊島廃棄物等の中間保管ピットへの搬入は、10tダンプトラックで約100台/日を想定している。1週間の中間保管ピット内の廃棄物量の変動を図3-2に示す。

第4 安全管理

1. 作業環境の測定を行い作業員の安全と健康の確保を図る。
2. 中間保管ピットに異物が混入した場合は、作業終了時に取り除く。

【解説】

1. 中間保管・梱包施設内及び特殊前処理物処理施設内における作業環境を把握するため、作業環境測定を実施する。詳細については「豊島における作業環境管理マニュアル」による。
2. 中間保管・梱包ピットにガスボンベなどの特殊前処理物が誤って混入した場合は、その部分のごみクレーン切取り作業を中止し作業終了時に除去する。また、掘削作業員に混入部分の投入扉から廃棄物を投入しないよう指示する。(図4-2)

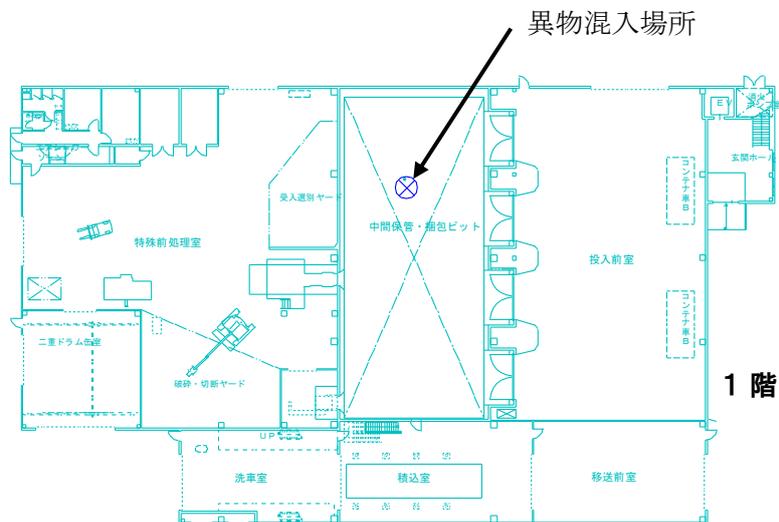


図4-2 1階平面図